

鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業（環境整備支援助成金）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、一般社団法人鳥取県経営者協会（以下「経営者協会」という。）が企業等における女性の活躍推進を図るため、当該企業等が実施する女性の就労環境の改善の取組を支援する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象企業）

第2条 本事業の助成対象者は、次のいずれにも該当する企業等とする。

- （1）鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日伺定め）による登録を受けていること。
- （2）県税の滞納が無いこと。
- （3）暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
- （4）過去に本助成金を活用した者ではないこと。

（助成事業の内容）

第3条 助成事業の内容は、助成対象者が鳥取県内において実施する次の各号に定める事業とする。

- （1）女性の職域を拡大するための環境整備に関する事業
 - （2）女性の就業促進のための職場環境改善に関する事業
 - （3）その他女性の就労環境の向上に資する事業
- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、本助成金以外に県の補助金等の支給を受けている又は受けようとしている事業については、本助成金は交付しない。
- 3 助成事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（助成対象経費等）

第4条 助成事業のうち、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成対象外経費、助成対象期間、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において助成金を交付する。

（助成金の申請等）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、毎年2月末日までに女性活躍職場づくり助成金等事業（環境整備支援助成金）助成金交付申請書（様式第1号）を、経営者協会に提出しなければならない。

- 2 助成対象者が、助成金の交付決定前に助成事業に着手した場合は、助成金の交付を受けることができない。ただし、事前に経営者協会から助成金見込額の内示を受けた場合はこの限りでない。
- 3 経営者協会は、助成金交付申請があった場合は速やかにその内容を県に報告するものとする。

（助成金の交付の決定等）

第6条 経営者協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、経営者協会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき条件を付して助成金の交付を決定できるものとする。

- 2 経営者協会は、助成金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したと

きには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の変更)

第8条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（次の各号に定めるもの以外の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ女性活躍職場づくり助成金等事業（環境整備支援助成金）変更承認申請書（様式第2号）を経営者協会に提出しなければならない。

(1) 本助成金の額の増加を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前項の規定は、助成事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 経営者協会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成事業遂行の義務)

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了後10日以内に様式第3号による実績報告書を経営者協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第11条 経営者協会は、前条の実績報告があった場合には、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 経営者協会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業者が、助成事業に関し、法令、条例若しくは他の規則に違反したとき。

(2) 助成事業者が、この実施要領の規定又は決定内容等に違反したとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 経営者協会は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

(2) 次のいずれかの事由（対象事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、対象事業の全部又は一部を遂

行することができなくなったとき。

ア 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 経営者協会は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 経営者協会は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 経営者協会は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える助成金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(財産処分の管理)

第14条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 助成事業者は、前項の財産のうち次の掲げるものを、経営者協会の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、経営者協会が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

(1) 船舶、航空機、浮標、浮き桟橋及び浮きドック

(2) 前2号に掲げるものの従物

(3) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして経営者協会が別に定めるもの。

(立入検査等)

第15条 経営者協会は、助成事業の適正を期すために必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払い、請求)

第16条 経営者協会は、第11条により助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、女性活躍職場づくり助成金等事業（環境整備支援助成金）助成金支払請求書（様式第4号）により、経営者協会に助成金の支払請求を行うものとする。

(書類の保存)

第17条 助成事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかなければならない。

(1) 助成金の出納の状況

(2) 対象事業の遂行の状況

(3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(書類の提出部数)

第18条 この要領により経営者協会に提出する書類の部数は、請求書を除く原本（押印したもの）1部とする。

附 則

この要領は、平成27年9月25日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月13日から施行し、平成29年度実施事業から適用する。

別表

助成対象経費 (例示)	女性の就労支援や育児等と仕事の両立を支援するための職場環境整備で、次に該当するもののうち、改築工事費、設備工事費、設計管理費、備品購入費等 ・女性の職域を拡大するための環境整備（更衣室、シャワールーム、トイレ等） ・福利厚生施設の整備経費（搾乳室、託児スペース等） ・職場環境改善のための設備導入経費（分煙設備等） ・その他女性の就労環境の向上に資する職場環境整備に要する経費
助成対象外経費 (例示)	人件費、借入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用
助成対象期間	毎年3月31日まで
助成率	2分の1以内
助成限度額	1 補助事業者当たり50万円